

令和7年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備運営事業者募集要領

1 募集の趣旨

猪名川町では、猪名川町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険施設等の計画的な整備を進めています。

この募集は、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を運営する事業者を同法第78条の13の規定により公募するものです。

2 募集の内容

(1) サービスの種類 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(2) 募集種別 一体型・連携型どちらでも可

(3) 募集数 1事業所

(4) 開設年度 令和8年度中

※ただし、早期開設が可能な場合は、令和7年度中の開設が可能です。

(5) 募集圏域 猪名川町全域

(6) 補助金について

対象経費	補助予定金額 (上限額)
建築費・改修費	7,000千円
事業所の開設前に必要な次の経費 ・開設前6か月間の看護、介護職員を訓練等のために雇用する経費 ・開設のための普及啓発（地域住民への説明会等の開催、利用希望者等への事業所概要の説明）に要する経費 ・職員の募集に要する経費 ・開設に当たっての周知、広報に要する経費 ・開設準備事務（会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成）に要する経費 ・その他開設の準備に必要な経費	16,600千円
開設直後に必要となる人件費等（単独事業所・オペレーター専任の場合）	対象経費上限 7,350千円 補助率 1/2

※上記補助メニューは概要であり、詳細は兵庫県ホームページを確認してください。

※補助金の活用は応募者の任意となります。この補助金の交付を受けて行う場合の建設工事の契約については、町が行う公共工事に準ずる入札等により建設業者を決定

する必要があるなど、申請に係る書類等の提出や事業計画、工事業者の選定、財産処分等その他条件が付されますのでご注意ください。また、整備着手は補助金交付決定後となります。

※兵庫県介護施設等整備事業交付金を活用し、補助を行う予定であり、本補助金は、県との協議及び町の予算審議等を経て決定されることから、補助金が交付されない可能性、上限額が減額される可能性があります。

3 留意事項

(1) 事業所について

① 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律57号）に基づいて指定された特別警戒区域でないこと。また、警戒区域の場合は以下の条件を満たすものであること。

I）警戒区域以外での事業用地取得が困難である。

II）警戒区域の想定リスクに対し、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される事業計画となっている。

② 事業所の運営に支障がないよう、駐車場等を適切に確保すること。

③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業に供する部分が専用の区画に区切られた建物の整備を実施すること。

⑤ 併設する施設や事業所についての制限はありません。併設する事業所については補助金の対象となりません。併設する事業所等がある場合には、平面図をサービス毎に色分けするなど、明確に定期巡回・随時対応型訪問介護看護に利用される部分がわかるように表記すること。

(2) その他

応募者が社会福祉法人である場合は、低所得者に対する利用者負担額軽減制度を実施してください。

4 禁止事項・欠格事項

① 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や、町の面接審査等において虚偽の説明等を行った場合は、失格とします。

② 応募書類の提出後、下記の事項が確認された場合は、応募を無効とします。

ア 重要事項（整備場所、定員、階数、資金贈与者等）を町の承諾なく変更した場合。（それ以外の項目についても変更の際は、随時相談が必要です。）

イ 建設用地について、各種法令や条例、要綱等により開発や土地利用等による制限に関して、関係部署・機関との協議が不十分であるとき。

③ 町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと町長が認める場合は応募を無効とします。

- ④ 応募の採否の働きかけを行う等の目的で応募事業者又はその関係者が町の職員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合は応募を無効とします。
- ⑤ 応募期間終了後において応募者が前記の応募条件などを満たさなくなった場合は、応募を無効とします。
- ⑥ 選定後において、開発許可等が得られない場合や必要な人員が確保できない場合、今回の応募内容に重要な変更が生じた場合、または、①～⑤の事項に該当したことが判明した場合は選定を取り消すことがあります。

5 審査の着眼点

① 応募動機

応募した理由、志した動機などについて、同意できる内容か。

② 法人の理念・基本方針

サービスの趣旨を理解し、理念・基本方針を定めているか。

③ 法人の運営の透明性・公平性、法令等の遵守状況

現在運営する事業所等における法人全体の法令等の遵守状況。法人の運営の透明性・公平性への取り組み意向

④ 法人の経歴・実績・経営状況・資産状況

直近3年間の経営状況が健全であるか。介護保険事業の実績があるか。安定した経営が見込める資産を有しているか

⑤ 運営方針

利用者のニーズを的確に捉え、より良いサービスの提供を行うための体制が示されているか。

⑥ 運営計画の適格性

長期的な事業所運営を行う上で利用者の確保を図る取り組みが検討されているか。また、運営に係る収支計画が適切に算定されているか。

⑦ 従業者の確保や資質の向上に関する方策

条例・規則に定める人員基準を満たす適正な人員配置が確保される見込みがあると認められるか。また、人材の育成に関して積極的に取り組んでいるか。職員の定着のための対策を行っているか。

⑧ 地域等との連携（事業所・利用者と地域との関わり、行政等との関わりについて）在宅医療・介護連携への理解が適切であるか。また、現在運営している事業所において、地域との連携及び交流について積極的に取り組んでいるか。

⑨ 医療機関との連携

医療ニーズの高い方へのサービス提供について、主治の医師との連携方法が定められているか。

⑩ 防災対策等施設管理の安全性

防災への対策、緊急時の対応、虐待防止等、利用者の安心・安全への対策が図られているか。

⑪ 整備計画

事業所の整備にかかる費用（工事費、備品購入等）が適切に算定されており、建設資金等の事業に必要な資金が確保されているか。また、整備予定地の確保の状況等について、事業用地を確保しているか、または、確実な確保が見込めるか。地元協議等に係る計画が適切であるか

⑫ その他の独自の取り組み

独自の取り組みを通じて良好なサービスが提供される見込みがあるか。また、社会福祉法人等である場合は、利用者負担額軽減制度の実施意向

6 応募手続

(1) 応募書類の提出について

猪名川町地域密着型サービス事業者応募申込書（様式第1号）及びその他の提出書類一式を保険課窓口に提出してください。（郵送による提出は受け付けません）なお、応募申込書等については、事前に保険課担当者の確認（要予約）を受けてください。

下記に該当することが確認された場合、応募書類は受理できません。

① 提出期限を過ぎている場合

② 担当者による提出書類の事前確認を受けていない場合。事前確認時の指摘事項が補正されていない場合

③ 応募書類及び添付書類が不足している場合や内容に不備がある場合（提出期限までに補正が間に合わない場合も含む。）

④ 事業所開設にかかる関係部署との協議が不十分であると認められる場合

⑤ 町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと町長が認める場合

⑥ 応募書類の受理を行うことが適当でないと町長が認める場合

(2) 応募申込書の添付書類について

猪名川町地域密着型サービス指定候補事業者応募要項の「応募に係る提出書類一覧」のとおり提出してください。

(3) その他

① 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

② 書類等の提出のために要する費用は、応募者の負担とします。

③ 応募締め切り後の応募書類の修正・追加はできません。（町からの指示により行う場合を除きます。）

④ 提出された個人情報については、整備事業者の選定の目的のみに利用し、他の目的には利用しませんが、応募書類などについて、個人情報を除くものについては法令又は例規に基づき公開する場合があります。

- ⑤ ヒアリングの日時等については、公募期間の終了後個別に通知します。
- ⑥ 応募状況等の質問には回答しません。
- ⑦ 担当課、その他関連する部署への事前挨拶は禁止します。